

随意契約による加工原材料向け政府備蓄米の販売について

1 販売対象者に必要な資格等に関する事項

次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）に基づく、加工原材料用米の買受資格を有していること。
- (2) 加工用米若しくは新規需要米（米粉用米）の令和4年産から6年産までのいずれかで取組実績があり、かつ令和7年産の加工用米若しくは新規需要米（米粉用米）について、取組計画のある者（今回の政府備蓄米の購入契約数量以上に令和8年産の加工用米若しくは新規需要米（米粉用米）の購入を希望する者に限る。）であること。

ただし、産地の都合で令和7年産の取組計画が立てられなかった者については、取組実施主体との取引ができなかった旨の証明をもって申し込みができるものとする。

2 要件審査申請

新規に買受資格を希望する方は、以下URLにて案内の「政府所有米穀の売渡しに係る買受資格の定期審査について」に沿って申請を行うこと。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/sikaku/index.html>

なお、申請書類の受付後、資格審査に一定期間（少なくとも7営業日程度）を要するので、早めに提出すること。

3 販売対象米穀・数量・価格・期間等

- (1) 対象米穀：令和2年産政府備蓄米 別紙1「販売対象米穀一覧表」参照（玄米（水稲うるち玄米1・2等）、精米）

*産地、品種銘柄及び等級の指定はできないこととする。

*現品の引渡しに当たっては、複数の産地、品種銘柄及び等級が混在する場合がある。

- (2) 使用用途：別紙1のとおり
- (3) 対象数量：7.5万トン（玄米5.2万トン、精米2.3万トン）
- (4) 販売価格：玄米 151,840円/トン（税抜き）
精米 187,460円/トン（税抜き）
- (5) 開始時期：令和7年8月1日から申込受付開始
- (6) 引渡期間：令和7年8月21日～令和8年2月末（ただし、同日が倉庫業者や運送業者の休日に当たるときは、その前の営業日とする。）

4 申込書の提出方法

(1) 提出先

以下の申請フォームより通知されたメールアドレスへ「政府備蓄米の加工原材料

用販売申込書」（別紙２）ほか必要書類を提出すること。

なお、提出に当たっては、メール件名を次の表記で送信すること。

＜メール件名の例＞※メール件名の先頭に会社名等を記入すること。

【株〇〇】加工原材料向け政府備蓄米の売渡しについて

(2) 申請フォーム

申請フォームは[こちら](#)をクリック

(3) 受付

令和７年８月１日（金）より

受付時間：平日10時～17時（注）時間外の申請は無効とする。

（土曜日、日曜日、祝日は受け付けないものとする。）

5 契約数量

(1) 申込数量とする。

ただし、下限数量は10トンとし、上限数量は、加工用米若しくは新規需要米（米粉用米）の令和４年産から６年産までのいずれかの取組契約実績（ふるい下米の令和４年産から６年産までのいずれかの取扱実績を含む。）と７年産計画数量（ふるい下米の７年産取組予定数量を含む。）の差（７年産不足分）を上限とする（10トン又は12トンの倍数となる数量になるよう調整すること）。

(2) 申込数量が別紙１「販売対象米穀一覧表」の各整理番号の売渡予定数量を上回る場合は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が調整し、その場合の契約数量については、別途お知らせする。

6 結果のお知らせ

申込結果については、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課より、申込みを行った際のメールアドレス宛にお知らせする。

7 引渡方法

(1) 買受者が希望する場所での「車上渡し※」とする。なお、車上渡しの一度の引渡量は、原則10トン又は12トンの倍数とする。

※ 車上渡しとは、希望する引渡し場所での荷下ろしに係る費用は買受者負担となる引渡し方法。

(2) 買受者が希望する場合は、受託事業体と協議し、在庫倉庫での在姿渡しも可能とする。

8 契約書の作成

(1) 契約締結に当たっては、受託事業体と買受者の間で契約書を作成するものとする。

(2) 買受者は結果の通知を受けてから２週間以内に契約書に記名押印の上、契約書

を締結する。

9 契約情報の公開

随意契約による加工原材料向け政府備蓄米の販売に係る契約者及び当該契約者に係る契約数量について、農林水産省のホームページに掲載することにより公開するものとする。

10 同意事項

- (1) 引渡前にメッシュチェック作業を実施した後、買受者に現品を引渡すこととする。
- (2) メッシュチェック作業を行うことから、買受者は原則として引渡希望日の概ね3週間前までに受託事業体担当者へ引渡希望日を連絡すること。
- (3) 引渡しをする米穀は受託事業体が決定することとし、買受者は引渡しを受ける米穀の産地、品種銘柄及び等級の指定はできないこととする。

現品の引渡しに当たっては、複数の産地、品種銘柄及び等級が混在する場合がある。

- (4) 引渡はフレコンで引渡すものとする。フレコンには、960kg入り、1,020kg入り、1,080kg入りの3種類があることから、1フレコンは1トンと見做して契約数量に見合うフレコン数を引き渡す。フレコンの重量は指定できないこととする。
- (5) 引渡しは、買受者が上記4の(1)の「政府備蓄米の加工原材料用販売申込書」(別紙2)に記載した倉庫等とする。
- (6) 引渡数量は、申込数量の10%の範囲で増減する。
- (7) 買受者が買受けた米穀(用途限定米穀)から発生する副産物を必要としない場合、廃棄又は用途外使用の承認申請を行うこと。
- (8) 別紙1「販売対象米穀一覧表」の整理番号ごとに取引期限を設定。買受者は引取期限までに、売買契約数量の全量引取りが行われないなどの契約不履行があった場合は、
 - ① 不履行が判明した時点で次回の入札等に参加できないこと。
 - ② 政府所有米穀の買受資格を停止又は取消す場合があること。

注) 農林水産省は、政府所有米穀の安全性を確保するため、販売直前にカビの混入がないか確認するとともに、カビ毒に関しては、試料を採取し、食品衛生法上等問題がないことを確認しています。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/boeki/beibaku_anzen/kabikabi_doku_kensa_survei_llance.html

11 その他

- (1) 買受者が契約を締結しないときは、基本要領に基づき資格を停止する場合がある。
- (2) 2の要件については、農林水産省職員が確認を行い、要件を満たさないことが確認されたときは、基本要領に基づき資格を停止する場合がある。

令和 7 年 7 月 30 日

受託事業体

住所 東京都港区南青山1-1-1新青山ビ
ル西館21階
企業名 伊藤忠食糧株式会社
担当部署 米穀本部 米穀戦略部 加工業務課
担当者名 南・竹内・飯塚
連絡先 03-5771-7270

住所 東京都港区東新橋2-3-17
企業名 丸紅食料株式会社
担当部署 食品農産部 農産課
担当者名 山本・北寺
連絡先 070-4024-1203/070-4024-1204

住所 東京都中央区日本橋小網町16-15
企業名 株式会社神明
担当部署 農産部 受託事業体チーム
担当者名 飯尾、久保田、中尾
連絡先 03-3666-3506